

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年4月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき「(仮称)新川崎F地区計画」に係る条例環境影響評価方法書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ゴールドクレスト 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 代表取締役社長 安川 秀俊
	指定開発行為の名称	(仮称)新川崎F地区計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第1種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区新小倉2番
	指定開発行為の目的	住宅団地の新設
	指定開発行為の内容	区域面積:約60,970㎡ 計画人口(計画戸数):7,500人(2,500戸) 建物高さ:約45m 延べ面積:約224,510㎡
	指定開発行為の施行期間	平成22年度(着工予定)～平成31年度(完了予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成21年4月17日(金)から 平成21年6月1日(月)まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く ただし、中原区役所、幸区役所では第2・第4土曜日の 午前中も縦覧を行っています。 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	中原区役所、幸区役所、日吉出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地からの御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限:平成21年6月1日(月)まで (郵送の場合は、平成21年6月1日消印有効) 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>	